

〒221-0834

横浜市神奈川区台町13番地の8シェルヒルズ横浜203号

望月行政・社労士事務所

TEL (045) 313-6188 FAX (045) 313-6177

<http://homepage2.nifty.com/OfficeMochizuki/>

給付制度の見直しについてのご案内

H19.2.1時点の情報で作成しておりますので、支給金額や支給期間等が異なる場合がございます。

制度改革に伴う現金給付の見直しについて

○出産育児一時金

【平成18年10月から改正】

【現行】

【見直し後】

出産育児一時金：30万円



出産育児一時金：35万円

○出産手当金

【平成19年4月から改正】

【現行】

【見直し後】

出産手当金：産前産後休暇1日につき賃金の6割相当額を支給



出産手当金：産前産後休暇1日につき賃金の3分の2相当額を支給

※ただし、退職(資格喪失)後や任意継続被保険者の出産の場合は、今までの要件を満たしていても、平成19年5月12日以降の出産の場合は、支給されません。

○傷病手当金

【平成19年4月から改正】

【現行】

【見直し後】

傷病手当金：傷病休業1日につき賃金の6割相当額を支給。最長で1年6ヶ月。



傷病手当金：傷病休業1日につき賃金の3分の2相当額を支給

※ただし、任意継続被保険者の場合は、支給されません。

○埋葬料

【平成18年10月から改正】

【現行】

【見直し後】

埋葬料：1ヶ月の賃金相当額(最低保障10万円)を支給



埋葬料：定額5万円を支給

社会保険庁HPでの御案内→<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1004.html>

医療保険制度が改正されました

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、健康保険制度および船員保険制度が改正され、平成18年10月より順次施行されることとなっております。

■平成18年10月より実施

●70歳以上の現役並み所得を有する方の一部負担金(窓口負担)の割合が変わります。

現役並み所得を有する70歳以上の方の一部負担金(窓口負担)について2割から3割となります。

※ 現役並み所得を有する方とは、標準報酬月額が28万円以上である70歳以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者です。単身世帯で年収383万円、夫婦世帯で520万円未満であるときは申請により、1割となります。

※公的年金等控除の見直しに伴う現役並み所得者の経過措置について

公的年金等控除や老年者控除の見直しにより、現役並み所得者となる70歳以上の方については、平成18年9月から最大2年間、月ごとの自己負担限度額は、現役並みよりも低い「一般」の額が適用されます。

【経過措置の対象となる方の一部負担金等】

窓口負担割合 3割

外来限度額 12,000円 自己負担限度額 44,400円

●高額療養費の自己負担限度額が変わります。

高額療養費とは、1ヶ月に医療機関等に支払った自己負担限度額が定められた算出方法による自己負担限度額をこえたときに、請求により払い戻される制度です。

今回の改正により、自己負担限度額は引き上げられます。

《70歳未満の方の自己負担限度額》

所得区分	改正前(平成18年9月まで)	改正後(平成18年10月から)
上位所得者 (※1)	$139,800 \text{円} + (\text{医療費} - 466,000 \text{円}) \times 1\%$ 【77,700円】	$150,000 \text{円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{円}) \times 1\%$ 【83,400円】
一般	$72,300 \text{円} + (\text{医療費} - 241,000 \text{円}) \times 1\%$ 【40,200円】	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ 【44,400円】
低所得者 (※2)	35,400円 【24,600円】	35,400円 【24,600円】

※ 上位所得者とは、平成18年10月からは診療月の標準報酬月額が53万円以上の被保険者及びその被扶養者となります。平成18年9月までは、標準報酬月額が56万円以上の被保険者およびその被扶養者です。

※ 低所得者とは、被保険者が市(区)町村税の非課税者、被保険者または被扶養者が自己負担限度額の低い高額療養費の支給があれば生活保護の被保護者とならない人です。

《 70歳以上の方の自己負担限度額 》

所得区分	改正前 (平成18年9月まで)		改正後 (平成18年10月から)	
	外来 (個人ごと)		外来 (個人ごと)	
現役並み 所得者	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% 【40,200円】	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
(住民税非課税者等) 低所得者	8,000円	Ⅱ (※1)	8,000円	24,600円
		Ⅰ (※2)		15,000円

※ 市(区)町村民税非課税者または低所得Ⅱの適用を受けることにより、生活保護の被保護者とならない被保険者とその被扶養者。

※ 被保険者およびその被扶養者のすべてについて、療養を受ける月の属する年度分の市(区)町村民税に係る総所得金額等の金額がない場合、または低所得Ⅰの特例を受ければ生活保護の被保護者とならない場合。

(注) 金額は、1月あたりの限度額。

【 】内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上の高額療養費の支給を受け4回目)の場合の額。

高額長期疾病(特定疾病)の見直しについて

長期にわたって高額な医療費が必要となる特定疾病については、特例により自己負担限度額が1万円となっており、限度額をこえる分は高額療養費が現物給付されています。

今回の改正に伴い、人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者、または、標準報酬月額が53万円以上の被保険者に扶養される70歳未満の被扶養者については、自己負担限度額が現行の1万円から2万円に引き上げられます。

●入院時生活療養費が新設されます。

療養病床に入院する70歳以上の方の食費の負担額が変わるとともに、新たに居住費(光熱水費)の負担が追加されます。ただし、難病等の入院医療の必要性が高い方の負担額は、変更前の額に据え置かれます。(居住費の負担はありません。)

区分		変更前 (食事のみ)	変更後
一般の方	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院している方	1食につき 260円	(食費)1食につき460円 (居住費)1日につき320円
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院している方		(食費)1食につき420円 (居住費)1日につき320円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	1食につき 210円 (※)	(食費)1食につき210円 (居住費)1日につき320円
	低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)	1食につき 100円	(食費)1食につき130円 (居住費)1日につき320円

※過去1年間の入院日数が90日超の場合は、160円

●出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額が変わります。

被保険者・被扶養者である家族が出産したときに支給される一時金が5万円増額され、1児につき35万円が支給されます。

また、被保険者の医療機関等での窓口において出産費用を支払う負担を軽減するため、政府管掌健康保険および船員保険では10月より出産育児一時金の医療機関等による受取代理を実施することといたしました。



●埋葬料(費)・家族埋葬料の支給額が変わります。

被保険者が死亡したときは埋葬を行った家族に故人の標準報酬月額月の1ヶ月分（10万円未満のときは10万円）、家族がいないときは埋葬を行った人に埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用（埋葬費）が、また被扶養者となっている家族が死亡したときは被保険者に10万円が支給されていましたが、今回の改正により、埋葬料・家族埋葬料については一律5万円が支給されます。埋葬費については、5万円の範囲内で埋葬にかかった費用が支給されます。

	改正前	改正後
埋葬料(費)	標準報酬月額の1ヶ月分 (最低10万円) ※埋葬費は埋葬料の範囲内で埋葬にかかった費用を支給	5万円 ※埋葬費は、5万円の範囲内で埋葬にかかった費用を支給
家族埋葬料	10万円	

■平成19年4月より実施

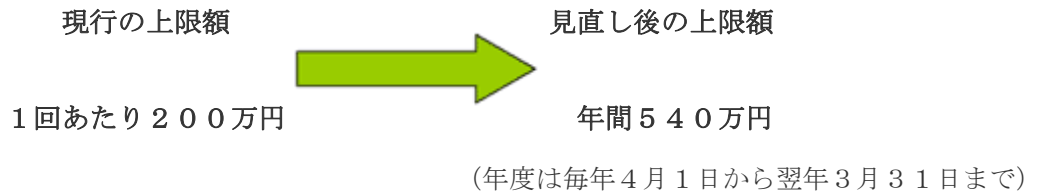
●標準報酬月額の上下限が変わります。

現在標準報酬月額は、下限9万8千円、上限98万円となっていますが、平成19年4月より下限が5万8千円、上限は121万円となります



●標準賞与額の上限が変わります。

賞与が支給された際の保険料は、標準賞与額（賞与支給額の1000円未満を切り捨てた額）に保険料率をかけて計算することとなっています。標準賞与額の上限は、これまで1回につき200万円を上限としていましたが、平成19年4月より年間賞与の累計額540万円を上限とすることとなりました。



●傷病手当金、出産手当金の支給額が変わります。

これまでは、1日あたり標準報酬日額の6割が支給されていましたが、平成19年4月より、標準報酬日額の3分の2相当額が支給されることとなりました。



●任意継続被保険者の給付の一部が廃止されます。

任意継続被保険者に対する傷病手当金、出産手当金の支給が廃止されます。

●被保険者資格喪失後の出産手当金が廃止されます。

資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合に支給されていた出産手当金が廃止されます。

■平成20年4月より実施

●一部負担金の割合が改正されます。

70歳以上の一般所得者については、療養の給付にかかる一部負担金の割合が、現行の1割から2割に改正されます。

また、現在3歳未満の乳幼児については一部負担金の割合が2割となっていますが、少子化対策の観点から今後は義務教育就学前までに拡大されます。